

## 特別非課税貯蓄死亡通知書の記載要領等

- 1 この通知書は、特別非課税貯蓄者死亡届出書を受理した場合又は業務に関連して特別非課税貯蓄申告書を提出した個人が死亡したことを知った場合には、販売機関の営業所等の長は、特別非課税貯蓄者死亡通知書を営業所等の所在地の所轄税務署長に提出してください。
- 2 各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「公債の販売機関の営業所等」欄に、販売機関の営業所等の所在地等を記載してください。
  - (2) 「郵便番号」、「住所」、「氏名」、「生年月日」及び「死亡年月日」欄に、貯蓄者の住所等を記載してください。
  - (3) 「最高限度額」欄に、金額を記載してください。
  - (4) 「死亡届出書受理年月日又は死亡したことを知った年月日」欄に、その日付を記載してください。